

豊田市農業委員会議事録

令和8年1月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和8年1月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎5階、南51会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請書について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (19名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

<欠席委員> (0名)

なし

<事務局説明員>

事務局長	山岡 雅史	副主幹	中根 紘子	担当長	杉本 一浩
主査	佐藤 伸宏	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
書記	長谷川賢斗				

(開会 午後2時00分)

事務局：豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長：それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日は全員出席でございます。半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

9番 梅村逸次委員、10番 水嶋広委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第1号から第6号までの審議案件6件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和8年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

1番、平井町の件。

担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

2番、竹町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

3番、高岡町の件。

担当推進委員の近藤（光）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

4番、花本町の件。

担当推進委員の鈴木（久）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

5番、北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

6番、北條平町の件。

担当推進委員の池野委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

7番 御内町の件。

担当推進委員の青山委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

8番 葛沢町の件。

担当推進委員の青山委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

9番 宇連野町の件。

担当推進委員の小木曾委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可

の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第1号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第1は「承認決定」されました。

令和8年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、
事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、
立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

1番、長興寺の件。

貸駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%
を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき、許可でき
るに該当します。本案件は始末書案件であり、平成7年3月頃から、地域住民
への貸駐車場として利用し始め、現在は薬局の駐車場として利用しているもの
を、今回、転用を申請することで是正するものです。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員：はい、問題ありません。

事務局：ありがとうございます。なお、一般基準については、全ての案件について問
題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第2号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第2号は「適当である」旨承認されました。

令和8年議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、立地基準と許可基準について述べさせていただきます。

1番、志賀町の件、店舗です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、2番野見町の件、住宅敷地増し（駐車場）です。

第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは、認められないため、許可できるに該当します。

築山委員お願いいたします。

築山委員：はい、問題はありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、3番、畝部東町の件。

分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に、2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

中川委員、お願いします。

中川委員：はい、問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

4番上郷町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ同施設を中心に、申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、5番大成町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

中根委員、お願いします。

中根委員：はい、両方とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

6番永覚町の件、粘土採掘・残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地

です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、7番幸町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。深津委員、お願いいたします。

深津委員：はい、2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

8番竹町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所等から1km以内、かつ同施設を中心に、申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、9番若林東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種の農地につき、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、令和8年1月6日に設置作業を事前着手してしまっただため、始末書が添付されております。

近藤委員お願いいたします。

近藤委員：はい、2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます

10番堤町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成20年5月ごろから、従業員駐車場として利用していたものを、今回、転用申請を行うことで是正するものです。

続きまして、11番堤町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、12番高岡町の件、分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員：3件とも異議はありません。

事務局：ありがとうございます。

13番花園町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所

等から 1 km以内、かつ同施設を中心に申請地の距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、14 番生駒町の件、作業場・駐車場です。第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、15 番中田町の件、駐車場・資材置場です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。石川委員、お願いします。

石川委員：はい、3 件とも特に問題ございません。

事務局：ありがとうございます。

16番越戸町の件、分家住宅です。第 2 種農地です。

判断基準は、駅・支所等からおおむね500m以内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上に必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、17番加納町の件、太陽光発電施設です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、18番井上町の件、宅地造成（建築条件付き売買予定地）です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内にある 2 以上の教育、医療、その他、公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成20年11月頃から、駐車場として利用していたものを、今回、宅地造成で転用申請することで是正するものです。

梅村逸次委員、お願いします。

梅村(逸)委員：はい、3 件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

19 番篠原町の件、駐車場です。第 3 種農地です。

判断基準は、おおむね 300m以内に駅がある区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、20番保見町の件、駐車場です。第 3 種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が、40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

この案件は、始末書案件であり、昭和56年頃から、写真館の駐車場を利用していたものを、今回転用申請をすることで、是正するものです。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員：はい、2件とも問題ございません。

事務局：ありがとうございます。

21番勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

水野委員、お願いします。

水野委員：はい、問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

22番鍋田町の件、自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和7年11月頃に、工事車両の進入路の設置を事前着手してしまったため、始末書が添付されております。

伊藤喜代司委員お願いします。

伊藤(喜)委員：はい、特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。23番北一色町の件、駐車場です。第2種農地です。

判断基準は他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

この案件は、始末書案件であり、平成21年7月頃から、個人事業で行っている自動車整備事業を行うための修理車両等を置く場所として利用していたものを、今回、転用申請をすることで、是正するものです。

梅村貢司委員お願いします。

梅村(貢)委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見ともないようですので、採決をいたします。議案第3号で上程されました23件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第3号は「適当である」旨承認されました。

令和8年議案第4号農地法第5条事業計画変更申請書について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第4号農地法第5条事業計画変更申請承認について、1番幸町の件、変更内容は、事業目的、事業区域及び事業者です。

本件は、令和7年3月12日付で、宅地造成として、第5条の転用許可を得ました。許可の宅地造成中に、当初、申請地の一部について、別の事業者が造成及び住宅建築を引き継ぐことが決まったため、今回、事業目的、事業区域及び事業者を変更することを内容とした事業計画変更承認願が提出されたものとなります。

なお、事業目的、事業区域及び事業者が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。深津委員お願いします。

深津委員：はい、問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、2番大清水町の件、変更内容は事業期間です。

本件は、令和5年11月24日付で、残土処分粘土採取として、第5条の転用許可を得ました。許可後、採掘作業が遅延したため、今回、事業期間を延長することを内容とした事業計画変更承認願が提出されたものになります。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員：はい、問題ございません。

事務局：ありがとうございます。以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第4号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第4号は「適当である」旨承認されました。

令和8年議案第5号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業地

利用集積等促進計画案について、別紙の通り意見を求めます。

今回、御意見をいただくものは、地域計画内で令和8年3月1日から、貸借期間が開始される利用権設定と設定されている利用権の権利の移転です。

始めに、利用権設定について説明させていただきます。

資料は2種類あります。11-1ページ、議案第5号資料①は利用権設定の総括表です。11-2ページから11の4ページ、議案第5号資料②は、1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、11-1ページ、議案第5号資料①利用権設定の総括表で御説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期は、いずれも令和8年3月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なります。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、72筆、7万809.30㎡の利用権を設定するものです。

続きまして、権利移転について説明させていただきます。

資料11-5ページと11-6ページ。議案第5号資料③のとおり、設定されている利用権13筆1万5,233㎡の農地について、権利の移転を行うものです。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで議員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第5号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第5号は、「意見なし」として答申します。

令和8年議案第6号農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第5号は、地域計画区域内の利用権設定と権利移転でしたが、こちらは地域計画区域外の利用権設定と権利移転になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定と権利移転の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、御審議いただくのは、地域計画外で令和8年3月1日から貸借期間が開始される利用権の設定と設定されている利用権の権利の移転です。

始めに利用権設定について説明させていただきます。

資料は2種類あります。12-1ページ、議案第6号資料①は利用権設定の総

括表です。12-2、議案第6号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、12-1ページ、議案第6号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和8年3月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、22筆、1万6,428.00㎡の利用権を設定するものです。

続きまして、権利移転について説明させていただきます。

資料12-3ページ、議案第6号資料③のとおり設定されている利用権5筆、6,785㎡の農地について、権利の移転を行うものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第6号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第6号は「承認決定」されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書13ページ、13-1及び13-2ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、です。記載の農地について、農地所有者からの「非農地確認願」に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断したことを報告いたします。

続いて、議案書14ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」、令和7年受付分 157番 生駒町の案件から、17ページを御覧ください。170番 舞木町までの14件と、18ページを御覧ください。

令和8年受付分 1番 武節町の1件を合わせた15件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書19ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」40番 花園町の貸事務所の案件から、45番上原町の自己用住宅の案件までの6件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理している

ことを報告いたします。

続いて、議案書21ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、令和7年受付分 176番 新町の自己用住宅の案件から、23ページを御覧ください。187番 渋谷町の店舗・事務所の案件までの12件と、24ページを御覧ください。令和8年受付分の1番月見町の自己用住宅の案件及び2番 越戸町の建売住宅の案件2件を合わせた14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時25分)